

各町会長 様

区民活動推進課長

令和 8 年度 区民交通傷害保険のポスター掲示について（依頼）

日頃より、標記事業につきましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

例年のお願いとなり恐縮ではございますが、令和 8 年度区民交通傷害保険のポスターにつきまして、貴町会掲示板に下記のとおり掲示いただきますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 掲示物

令和 8 年度区民交通傷害保険ポスター

2. 掲示期間

令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

3. その他

団体加入の実施をご予定いただいている町会様において、急遽団体加入の実施を取りやめることになった場合には、お手数ですが、下記担当まで必ずご連絡いただきますようお願いいたします。

4. 担当・お問い合わせ先

豊島区 区民活動推進課 管理グループ

担当：横地・高橋

電話：03-4566-2311（直通）

区民交通傷害保険の死亡保険金受取人指定について

死亡保険金受取人について、法定相続人以外の特定の方を定めることができます。しかし、これまでの区民交通傷害保険リーフレットには死亡保険金受取人の変更に関する記載がありませんでした。そのため、令和 8 年度のリーフレットより「死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により手続きが必要です」という案内をさせていただいております。

死亡保険金受取人の変更をご希望される場合は、所定の方法により加入者の同意の確認手続きが必要なため、豊島区 区民活動推進課（03-4566-2311）までご連絡ください。



▲豊島区 HP



▲損保ジャパン WEB サイト

令和8年度

豊島区の

『区民交通傷害保険』

へのご加入をおすすめします。

申込期間

令和8年2月2日(月)から3月31日(火)まで

※金融機関・区の窓口・WEB専用サイトで受け付けています。
(WEB専用サイトは2月1日(日)から受け付けます。)

※WEB専用サイトでは、令和8年4月1日(水)から令和9年1月31日(日)まで中途加入の申込みが可能です。

申込資格

保険開始時点で、豊島区にご住所のある方および在勤者・在学者です。

WEBでお手続きができます。
お申込をご希望の方は、下記WEB専用
サイトへアクセスし、お申込みください。

<パソコンから>

<https://dantai.sompo-japan.co.jp/lp/toshimaku/>

<スマートフォン・タブレットから>



豊島区 区民交通傷害保険

検索

自転車保険 加入義務化対応

「自転車賠償責任プラン」が
セットされたコース
(XJ・AJ・BJ・CJ)は、
「東京都自転車条例」により
加入が義務化されている
保険に対応して
います。

豊島区内では、令和6年1年間に555名の方が
交通事故によってケガをされています。(出典:警視庁の交通統計)

●7つのコースから1つのコースをお選びください。

コース	補償内容	(参考)年額保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース +自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース +自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース +自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース +自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害)+1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース	1,200円	150万円(交通傷害)
B	区民交通傷害Bコース	2,000円	350万円(交通傷害)
C	区民交通傷害Cコース	3,300円	600万円(交通傷害)

区民交通傷害保険は、車両による交通事故により
ケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療
期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

自転車賠償責任プランは、XJ・AJ・BJ・CJの各コース
へ加入することにより、自転車運転中の加害事故に
よって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、
その損害賠償金や費用を補償する制度です。

被害事故補償^(※)は、犯罪被害やひき逃げによる事
故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、
逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を保険
金額を限度に補償する制度です。

(※)全コースに被害事故補償(最高保険金額600万円)を
自動セットします。

※中途加入は、保険始期日より保険料が異なります。専用サイトに表示される保険料をご確認ください。

■保険期間:令和8年4月1日(午前0時)から令和9年3月31日(午後12時)まで1年間

※ただし中途加入は、お申込みの翌月1日(午前0時)から令和9年3月31日(午後12時)まで

このご案内は概要です。詳細につきましては、リーフレットをご覧ください、下記お問い合わせ先までご照会ください。

お問い合わせ先

豊島区 区民活動推進課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所6階 東13

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 公務文教営業部東京公務課

〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1

TEL

03-4566-2311

平日 午前9時から午後5時まで

TEL

03-3349-9666

平日 午前9時から午後5時まで